

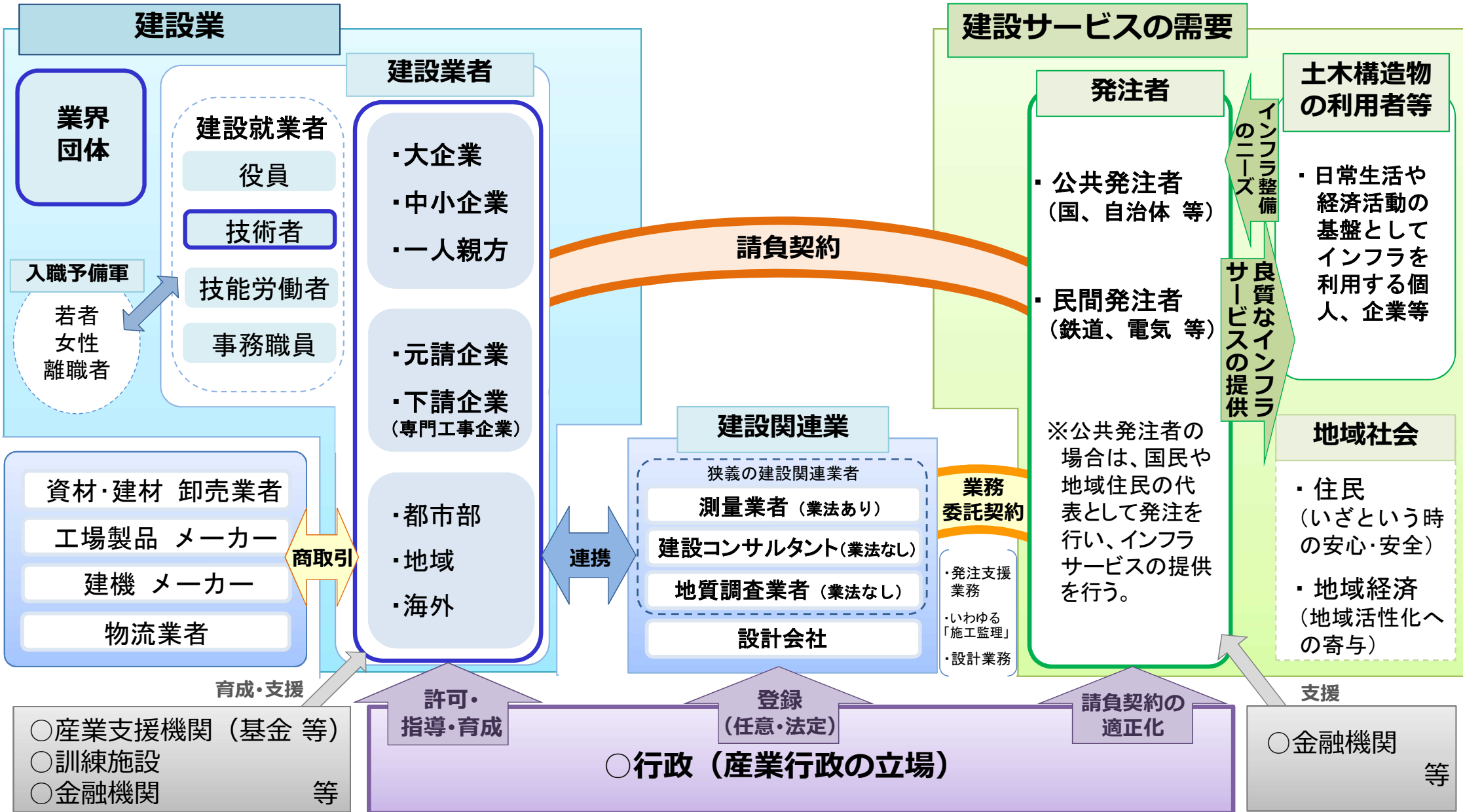
建設産業の態様とプレイヤー

誰のための、何のための建設産業（現状の主なプレーヤー）

土木

※第3回建設産業政策会議資料を一部修正

建設産業は、インフラの整備・維持管理等を通じて良質なインフラサービスを提供するとともに、地域住民の安心・安全を確保し、地域経済を活性化する上で必須の存在



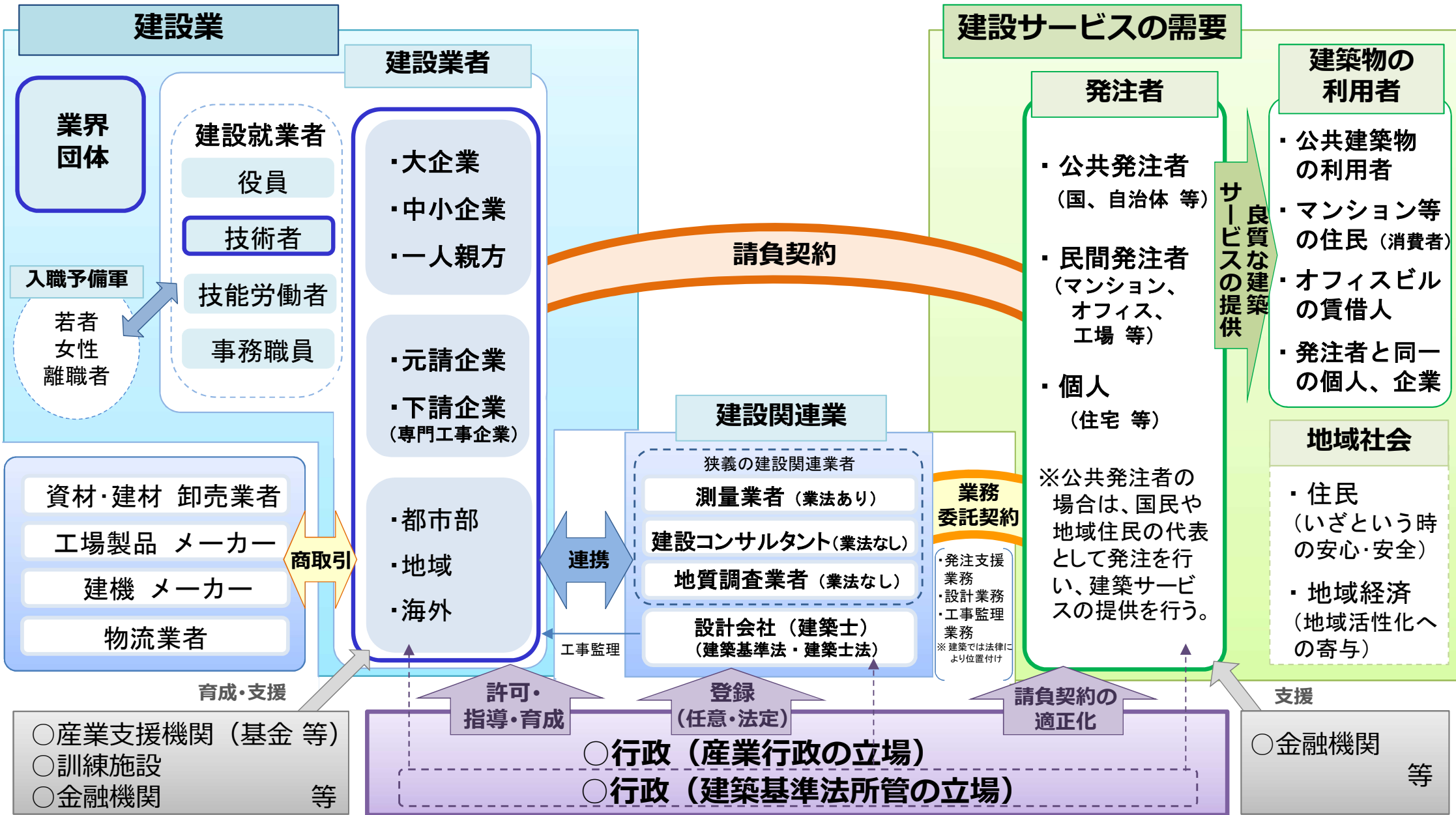
※ 太枠が現行の建設業法の射程範囲

誰のための、何のための建設産業（現状の主なプレーヤー）

建築

※第3回建設産業政策会議資料を一部修正

建設産業は、建築物の整備・維持管理等を通じて良質な建築サービスを提供することに加え、住宅など、国民の基本的な生活を支える上で必須の存在



	土 木	建 築
公 共	<p><公共土木の例：道路、下水道、護岸></p> <p>【工作物の便益】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の利用者(不特定多数)に帰属 <p>【発注者の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者による設計、検査、出来高管理 ・建設産業の健全化を図る役割の一翼を担っている <ul style="list-style-type: none"> －品確法による従業者の労働環境等への配慮 －安全確保や社会保険加入等の推進 ・発注者ごとの能力差が大きい <p>【法令への適合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公物管理法に基づく構造基準等(例えば道路構造令)に適合すること ・設計や工事監理に関する業務は法定されていない(法律上の資格は求められていない) ・建設業法、入契法、品確法等における位置付けあり <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請の重層化の程度は、一般に建築より少ない 	<p><公共建築の例：学校、公営住宅、庁舎、病院></p> <p>【工作物の便益】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の利用者(不特定多数)に帰属 <p>【発注者の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者による設計、検査、出来高管理 ・建設産業の健全化を図る役割の一翼を担っている <ul style="list-style-type: none"> －品確法による従業者の労働環境等への配慮 －安全確保や社会保険加入等の推進 ・発注者ごとの能力差が大きい ・一般に、予算額ありきの工事金額になりやすい <p>【法令への適合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別法に基づく構造基準等(例えば医療法施行規則)に適合すること ・建築基準法への適合、建築士法に基づく工事監理等の実施 ・設計や工事監理について、法律上の有資格者が行うことが必要 ・建設業法、入契法、品確法等における位置付けあり
	民 間	<p><民間土木の例：鉄道、電線路、発電用ダム></p> <p>【工作物の便益】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の利用者(不特定多数)に帰属 <p>【発注者の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者は鉄道や電気等のインフラ業が大半であり、発注に精通している者も多い ・発注者として施工段階での関与は多い <p>【法令への適合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道営業法や電気事業法等の関係基準に適合すること ・設計や工事監理に関する業務は法定されていない(法律上の資格は求められていない) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請の重層化の程度は、一般に建築より少ない